



安全衛生

あれこれ

10

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

あつてはならない労働災害ですが、万一の場合には、企業に対して二つの責任が追及されることがあります。

それは、
一、安衛法、刑法による刑事責任
二、労働契約法等による民事責任（損害賠償）

この責任に係る最も有効な事前対策が「安衛法第28条の2」で記されたリスクアセスメント等（以下、RAという）と考えます。その基本的な概念については、愛知労働局ホームページに優れた解説があるので、まずは一読をお勧めします。私からは法条文と関係法を紹介いたします。

(表1)

<p>安衛法 第28条の2（事業者の行うべき調査等：抜粋）</p> <p>事業者は、①建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（略）を調査し、その結果に基づいて、②この法律又はこれに基づく命令の「<u>規定による措置</u>」を講ずるほか、③労働者の危険又は健康障害を防止するため「<u>必要な措置</u>」を講ずるように努めなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p>
<p><説明></p> <p>上記の②「<u>規定による措置</u>」は、例えば、安衛法 第27条「措置は省令で定める」を根拠として、具体的な事項が定められている。⇒なお、本条等を根拠に約3000条?もの規制があるとされている。（「?」は数えたことがないから）</p>

(表2)

<p>1、刑法</p> <p>第211条（業務上過失致死傷）</p> <p>業務上「<u>必要な注意</u>」を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>⇒「<u>必要な注意</u>」とは、予見+回避。</p>
<p>2、民事責任（損害賠償）</p> <p>労働契約法 第5条（安全配慮義務）</p> <p>使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、「<u>必要な配慮</u>」をするものとする。</p> <p>参考：民法（第415条債務不履行・第709条不法行為責任） ⇒「<u>必要な配慮</u>」とは、予見+回避。</p>

「安衛法第28条の2」は、重要条文の代表選手

〜リスクアセスメント等の法的考察〜

き、中段②の対策が求められています。その対策は「規定による措置」として、強制力のある法令（「罰則付き」と「罰則なし」）に則った内容となります。

②が強制法令とすると、①の調査は②の適用を判断するため準強制的に科せられていると考えられます。

続く後段③の「必要な措置」は、②の対象外の作業等

や②の法令措置が万全ではない場合で、2項で示された指針「RA指針」「機械包括安全指針」等を踏まえたリスク低減措置を自らの判断で講ずることです。

次に①と③の法的意義を検討します。発生した労働災害に関連して安衛法令の条文に抵触しない場合は、当然、同法の責任を追及されませんが、

表2に記した刑法の業務上過失致死傷罪（以下、業過という）、民事責任（損害賠償）が追及される可能性があります。業過の「必要な注意」と安全配慮義務の「必要な配慮」は、若干の言い回しは異なりますが、労働災害の発生を予見し、回避の措置を取ることが求められています。これらの条文は抽象的で、安衛法令のような具体的な記述がない

ので、必要な注意や配慮のポイントが何か分かりません。そこで、思い起こして欲しいのが、「安衛法第28条の2」の①と③です。

つまりは、災害発生に至る危険性等を調査し、前述した指針等を頼りに対策を講ずることです。これらの措置を実施し、労働災害の防止を図ることは、業過、民事責任に対するコンプライアンスとしても意義があると考えられます。

「安衛法第28条の2」の1項は「努めなければならぬ」とされた努力義務条項ですが「やれたらやれば良い」ではなく、労働者の安全と健康を守るために安全配慮義務を果たした証として「やるしかない」との重要な条文であることが理解いただけただけなら幸いです。